

コンプライアンス規程

(目的)

第1条 この規程は、麒麟のまち地域食堂ネットワーク（以下、「このネットワーク」という。）が、直面し又は将来において直面する可能性のあるコンプライアンス（法令及び当ネットワークの定める各種規則の遵守をいうがこれに限らなれない。以下、同じ。）に関する諸問題を適切に処理し、持って、当ネットワークの事業活動を公正かつ適正に運営するための組織及び施策の実施についての原則を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 このネットワークの役員及び職員（以下「役職員」という。）は、法令、定款及び内部規程の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。

(組織)

第3条 このネットワークのコンプライアンスにかかわる組織として以下のものを置く。

- (1) コンプライアンス担当役員
- (2) コンプライアンス委員会

(コンプライアンス担当役員)

第4条 コンプライアンス担当役員は、共同代表とする。コンプライアンス担当役員は、役員会に対し、定期的にこのネットワークのコンプライアンスの状況について、報告する。

- 2 コンプライアンス担当役員は、コンプライアンス全般にかかわる事項を所管し、コンプライアンスに関する各種施策を立案し、実施する責務を有する。
- 3 コンプライアンス担当役員の役割及び権限は以下のとおりとする。
 - (1) コンプライアンス施策の実施の最終責任者
 - (2) コンプライアンス違反事例の対応の統括責任者
 - (3) コンプライアンス委員会の委員長

(コンプライアンス委員会)

第5条 コンプライアンス委員会は、コンプライアンス担当役員を委員長、行政及び複数の外部有識者を委員として構成する。

- 2 コンプライアンス委員会は、以下の事項を遂行する。
 - (1) コンプライアンス施策の検討及び実施
 - (2) コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング
 - (3) コンプライアンス違反事件について原因の究明に向けた分析及び検討

- (4) コンプライアンス違反の関係者の厳格な処分の検討及び再発防止策の策定
- (5) 第3号の原因の究明に向けた分析及び検討の結果並びに第4号の処分及び再発防止策の公表
- (6) その他コンプライアンス担当役員が指示した事項

(コンプライアンス委員会の開催)

第6条 コンプライアンス委員会は、定例委員会として、委員長の招集により、毎月3月及び9月に開催する。

2 委員長は、必要があると認められるときは、臨時委員会をいつでも招集することができる。

(報告、連絡および相談ルート)

第8条 役職員は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかに委員長に報告する。ただし、内部通報規程に基づく通報等を行った場合はこの限りではない。

(役職員のコンプライアンス教育)

第9条 このネットワークは、役職員に対してコンプライアンスに関する研修を行い、また、役職員はこのネットワークの倫理規程を含むこれらの事項について、定期的に研修を受けるものとする。

(懲戒等)

第10条 職員が第8条に定める報告を適切に行わなかった場合には、情状によりそれらのものを、懲戒処分に処する。

2 懲戒処分の内容は、当該処分の対象者が役員の場合は、戒告とし、職員の場合は、就業規則に従い戒告、減給、出勤停止、降職・降格、論旨退職又は懲戒解雇とする。

3 前項の懲戒処分は、役員については役員会が決議し、職員については、懲罰委員会の決定を受けて委員長がこれを行う。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、総会の決議による。

附則

この規程は、令和6年5月1日から施行する。(令和6年5月1日臨時総会書面評決決議)